

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会

新市建設計画策定小委員会

第 1 回 委員会資料

日時 平成 15 年 6 月 14 日 (土)
午後 1 時 30 分から
場所 掛川市役所 4 階会議室 1

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会
新市建設計画策定小委員会第1回委員会次第

日時 平成15年6月14日(土)
午後1時30分から
場所 掛川市役所4階会議室1

1. 開会
2. 自己紹介
3. コンサルタント紹介
4. 委員長及び副委員長の選出について
5. 協議事項
 - (1) 新市建設計画策定小委員会運営要領について
 - (2) 新市建設計画の策定方針について
 - (3) 事業計画について
 - (4) 新市建設計画に係る検討について
 - 1市2町の資源・特徴について
 - 1市2町が抱える課題について
 - (5) 第2回小委員会(タウンウォッチング)について
6. その他
7. 閉会

[付属資料]

参考資料1 新市建設計画について

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会
新市建設計画策定小委員会名簿

1. 委員

| 区分 | | 氏名 | 市町名等 | 役職等 |
|------|-------|-------|------|---------------|
| 1号委員 | 助役 | 小松正明 | 掛川市 | 掛川市助役 |
| | | 川口 功 | 大東町 | 大東町助役 |
| | | 水野幸雄 | 大須賀町 | 大須賀町助役 |
| 2号委員 | 議会選出 | 山本義雄 | 掛川市 | 掛川市議会議員 |
| | | 鳥井昌彦 | 大東町 | 大東町議会議長 |
| | | 内藤澄夫 | 大須賀町 | 大須賀町議会議員 |
| 3号委員 | 学識経験者 | 原田新二郎 | 掛川市 | 掛川商工会議所会頭 |
| | | 田中鉄男 | 掛川市 | 掛川市農業協同組合理長 |
| | | 滝沢恵子 | 掛川市 | 掛川市社会教育委員 |
| | | 戸塚誠夫 | 大東町 | 大東町商工会長 |
| | | 松本恵次 | 大東町 | 大東町教育委員 |
| | | 水野淳子 | 大東町 | 大東町女性政策推進委員長 |
| | | 増田正子 | 大須賀町 | 大須賀町自治連合会長 |
| | | 蒲原忠雄 | 大須賀町 | 大須賀町商工会長 |
| | | 中井明男 | 大須賀町 | 大須賀町社会福祉事業会理事 |
| | | 小櫻義明 | ———— | 静岡大学教授 |

2. 事務局

| | | | |
|------|------|----|------|
| 局長 | 松井 孝 | 係員 | 宮崎裕和 |
| 次長 | 栗田 博 | 係員 | 新貝和也 |
| 計画係長 | 赤堀賢司 | | |

3. コンサルタント（株日本総合研究所）

| | |
|---------|------|
| 上席主任研究員 | 岸田拓士 |
| 主任研究員 | 渡辺康英 |
| 主任研究員 | 三田正弘 |

委員長及び副委員長の選出について

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会新市建設計画策定小委員会設置規程第4条及び第5条の規定に基づき、委員長及び副委員長を委員の互選により定める。

委員長 _____

副委員長 _____

(参考)

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会新市建設計画策定小委員会設置規程

(設置)

第1条 掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会規約(以下「規約」という。)第11条第2項の規定に基づき、掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会新市建設計画策定小委員会(以下「小委員会」という。)を設置する。

(担当事務)

第2条 小委員会は、掛川市、大東町及び大須賀町(以下「1市2町」という。)による合併協議において策定する新市建設計画(市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の市町村建設計画をいう。)に関し、調査及び審議を行う。

(委員)

第3条 小委員会は、委員16人をもって組織する。

2 小委員会の委員(以下「委員」という。)は、掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会(以下「協議会」という。)の委員のうち、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 規約第8条第1項第1号の助役
- (2) 規約第8条第1項第2号の議員(1市2町から各1人)
- (3) 規約第8条第1項第3号の学識経験を有する者(静岡県の職員を除く。)

(委員長)

第4条 小委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、小委員会を代表する。

(副委員長)

第5条 小委員会に副委員長を置く。

- 2 副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 小委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 委員長は、会議の議長となる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(報告)

第7条 委員長は、小委員会における協議の経過及び結果について、随時協議会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 小委員会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年5月19日から施行する。

協議事項 1

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会新市建設計画策定小委員会運営要領について

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会新市建設計画策定小委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会新市建設計画策定小委員会設置規程(以下「規程」という。)第9条の規定に基づき、掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会新市建設計画策定小委員会(以下「小委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 小委員会の会議(以下「会議」という。)は、原則として公開するものとする。ただし、委員長は、会議を公開することにより、公正かつ円滑な会議の運営に著しい支障が生ずると認められる場合には、あらかじめ会議に諮り会議を公開しないことができる。

(表決)

第3条 会議の議事は、全会一致をもって決することを原則とする。ただし、委員長が全会一致により決することが困難であると認める場合は、出席委員の3分の2以上の賛同をもって決する。

(会議の傍聴)

第4条 掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会会議運営規程第2章(第16条を除く。)の規定は、会議の傍聴について準用する。この場合において、同章中「会長」とあるのは、「委員長」と読み替えるものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成15年6月14日から施行する。

協議事項 2

新市建設計画の策定方針について

(1) 新都市ビジョンと新市建設計画

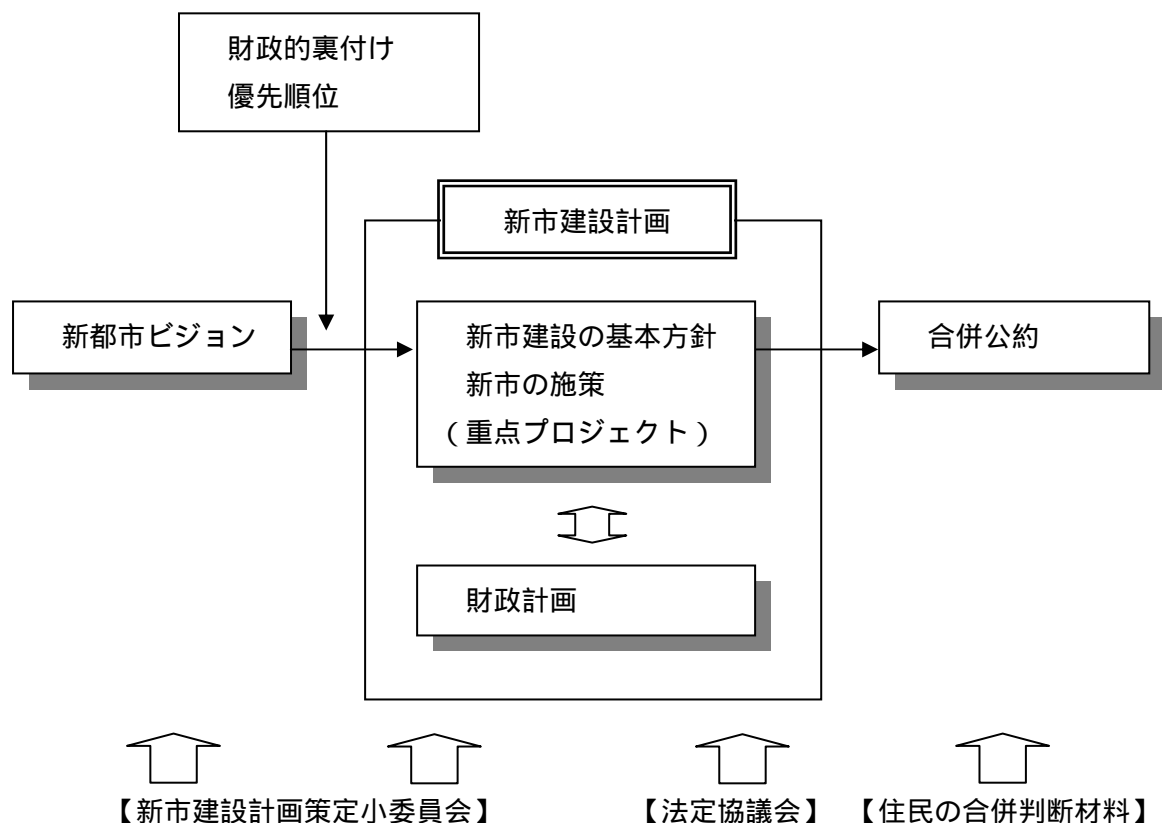
新都市ビジョンは、新市建設計画の一部をなし、新市のまちづくりの姿を示すものです。新都市ビジョンでは、住民の意向を汲み取りつつ、新市に対する期待や夢が盛り込まれた将来像、基本目標、合併プロジェクト(案)を明らかにしていきますが、新都市ビジョン段階で検討する合併プロジェクト(案)は「財政的裏付け」や「優先順位」が検討されたものではなく、合併プロジェクト候補として示すものです。

一方、新市建設計画段階では、新都市ビジョンの合併プロジェクト(案)に対して、「財政的裏付け」や「優先順位」を検討し、新市の将来像、基本目標を具体的に実現する手段として、重点プロジェクトを絞り、より具体的に内容を検討する必要があります。

新市建設計画は、新都市ビジョンの将来像、基本目標に、「財政的裏付け」や「優先順位」が検討された重点プロジェクトと財政計画から構成されます。新市建設計画は、法定協議会が決定する「新市のまちづくりの基本方針」です。新市が誕生した後に策定される総合計画も、この新市建設計画の方針を引き継ぐことになります。

新都市ビジョンと、新市建設計画との関係を模式的に表現すると、下図の通りとなります。

< 新都市ビジョンと新市建設計画の関係 >



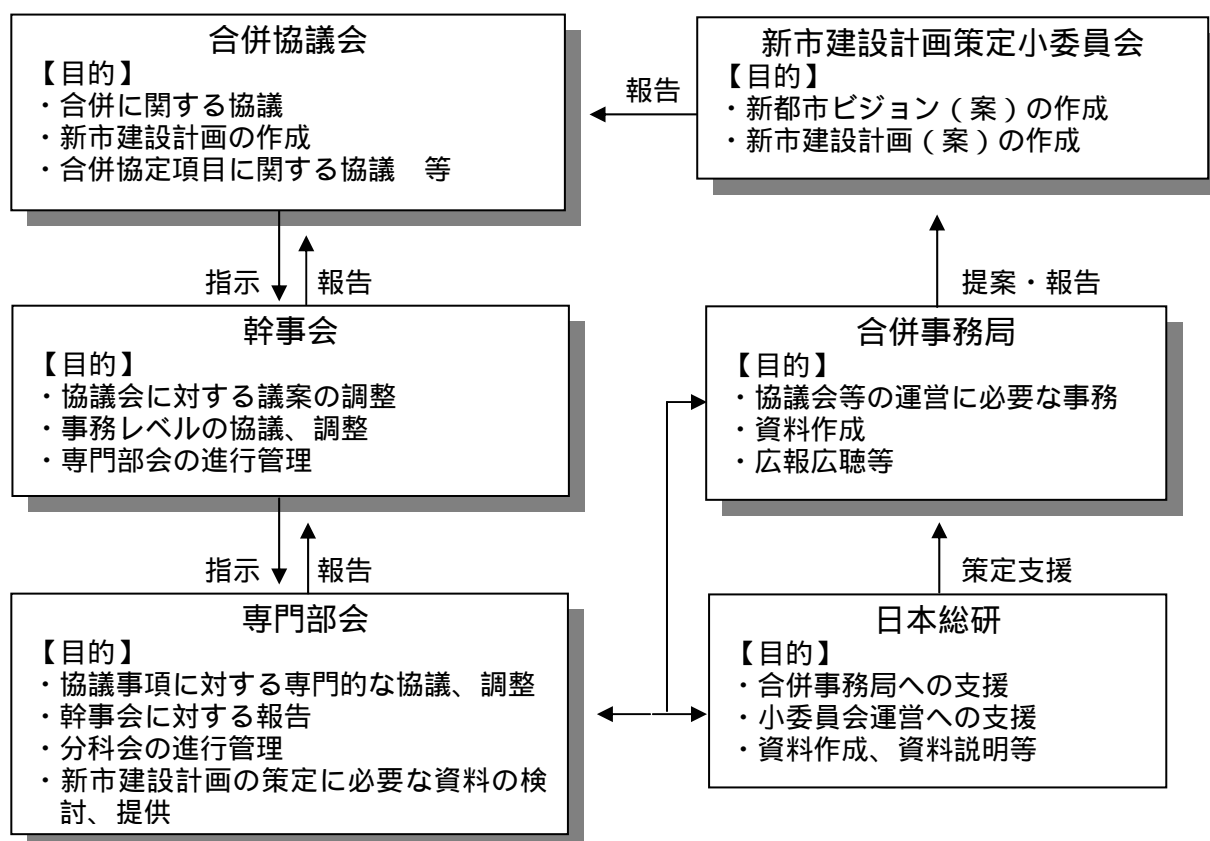
(2) 新都市ビジョン策定の考え方

新市建設計画の一部をなす新都市ビジョンは、以下の視点に基づいて策定することを予定しています。また策定に際しては、新市建設計画策定小委員会で検討を行い、検討結果を合併協議会に報告し、承認を求めていきます。

新都市ビジョン策定の視点

- ・ 幅広い住民の意見を汲み上げて、新都市ビジョンに反映させる。
- ・ 掛川市、大東町、大須賀町の地域特性や資源を活かす。
- ・ 新市全域の融和と発展に寄与する新都市ビジョンを策定する。
- ・ 合併によって相乗効果が生まれる新都市ビジョンを策定する。
- ・ 新市の長期にわたる発展につながる基盤を整える。

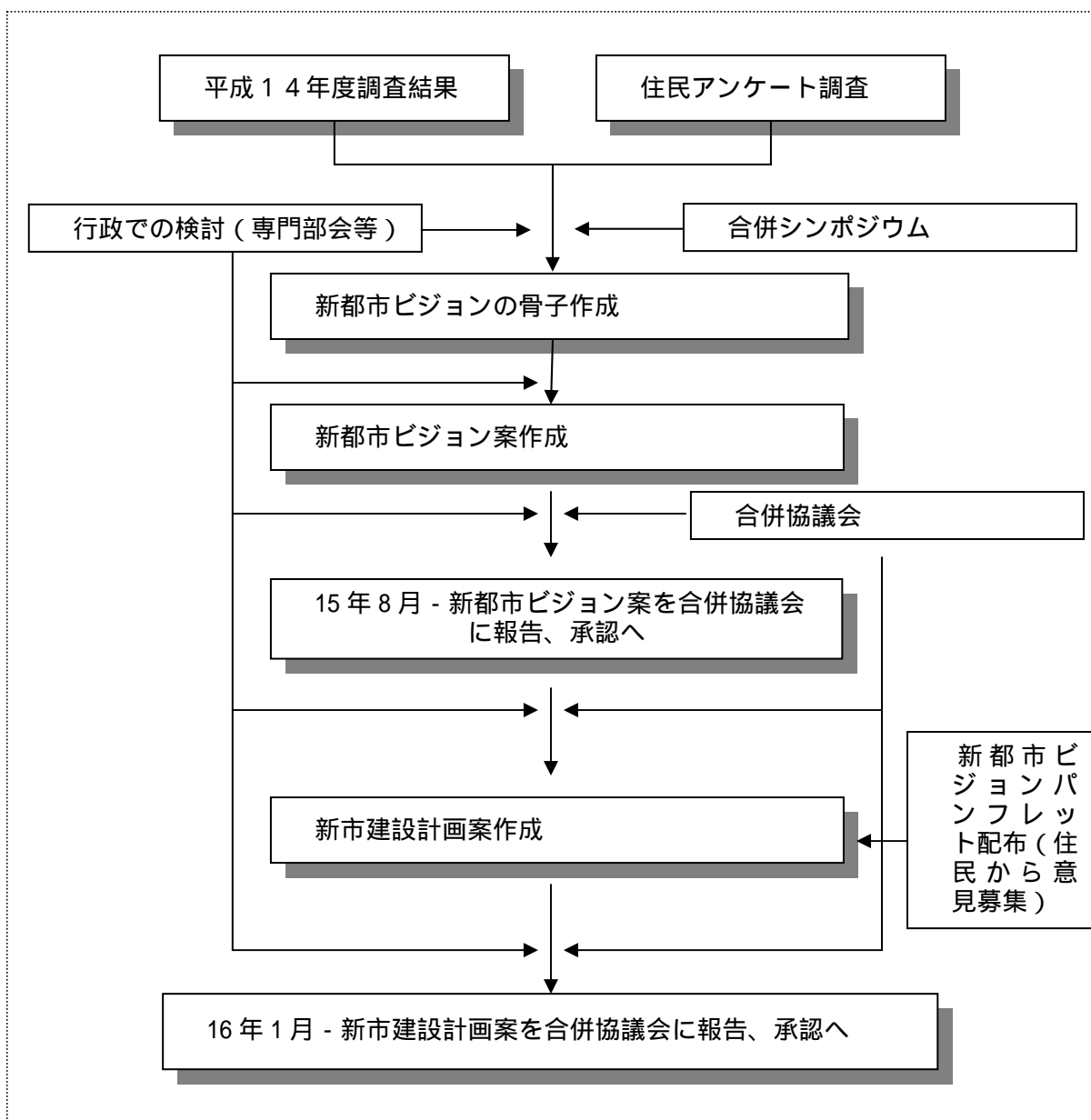
新市建設計画策定小委員会の位置付け



(3) 新市建設計画策定の進め方

新市建設計画の中核をなす新都市ビジョンは、平成14年度に1市2町合併調査研究本部で作成された調査結果をベースとしつつ、住民アンケート調査、シンポジウムなどによって幅広い住民から意見を集めて策定し、新市建設計画の具体的施策や事業の検討につなげていきます。新市建設計画策定小委員会での検討フロー図は、下記の通りです。

《 新市建設計画策定小委員会での検討フロー図 》



(4) 新都市ビジョン及び新市建設計画の検討事項

新市建設計画の計画期間、主要な検討事項、新都市ビジョンの構成案、新市建設計画の構成案は、次の通り予定しています。

新市建設計画の計画期間

合併後10年間

新市建設計画の主要な検討事項

- ・ 1市2町の資源特徴
- ・ 1市2町が抱える課題
- ・ 新市の重要な資源特徴と課題
- ・ 1市2町における合併の必要性
- ・ 1市2町における合併の効果
- ・ 資源特徴を生かしたまちづくりのあり方
- ・ 重要課題の解決のあり方
- ・ 新市の将来像と基本目標
- ・ 新市のプロジェクト案、重点プロジェクト案
- ・ 重点プロジェクト案等を盛り込んだ財政シミュレーション

新都市ビジョンの構成案

- ・ 1市2町の現状と課題
- ・ 1市2町における合併の必要性
- ・ 1市2町における合併の効果
- ・ 新市のまちづくり将来像
- ・ 新市のまちづくり基本目標
- ・ 新市のプロジェクト候補案

新市建設計画の構成案

- ・ 序論（合併の必要性、計画策定の方針）
- ・ 市町村の概況（位置と地勢、気候、面積、人口）
- ・ 主要指標の見通し（人口、世帯）
- ・ 新市建設の基本方針（新市の将来像、基本目標）
- ・ 新市の施策（重点プロジェクト）
- ・ 公共施設の適正配置と整備
- ・ 財政計画

協議事項 3

事業計画について

新市建設計画策定小委員会を中心とした検討スケジュールは、次の通りです。小委員会で新都市ビジョン（案）を8月上旬に作成し、8月19日の第4回合併協議会に報告し、その修正指示を受けて事務局が新都市ビジョン（案）をとりまとめます。そして、12月中に新市建設計画（案）を作成し、平成16年1月20日の第8回合併協議会で承認を得ていく予定です。

| 回次 年月日 | 小委員会検討事項 | 備考 |
|----------------------|---|---|
| 第1回 6月14日 掛川市 | (1) 説明事項 ・委員自己紹介 ・小委員会の工程説明 ・1市2町の概要説明 (2) 討議事項 ・1市2町の資源特徴 (生かすべき事項について討議) ・1市2町が抱える課題 (解決すべき事項について討議) | 6月上旬アンケート調査票 発送、6月中旬回収 6月16日の第2回協議会に 委員会構成、事業計画報告 |
| 第2回 6月23日 管内 | タウンウォッチング ・1市2町の管内を巡り、課題、資源を確認 | |
| 第3回 7月7日 大東町 | (1) 説明事項 ・新市の重要な資源特徴(強み)案の説明 ・新市の重要な課題案の説明 ・新市の強みを生かしたまちづくりのあり方案説明 (2) 討議事項 ・新市の重要な資源特徴について討議 ・新市が抱える重要課題について討議 ・新市の資源特徴を生かしたまちづくりのあり方について討議 | 7月下旬から8月中旬合併 シンポジウム開催 ・首長の合併にかける想い ・住民アンケート調査結果の 発表 ・パネルディスカッション 「1市2町の融和と発展に 向けて」 |
| 第4回 7月28日 大須賀町 | (1) 説明事項 ・住民アンケート調査結果の報告 ・新市の重要な資源特徴(前回討議内容の集約結果)の確認 ・新市が抱える重要課題(前回討議内容の集約結果)の確認 ・重要課題の解決策事例の紹介 | |

| | | |
|-------------------------------|---|-------------------------------------|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1市2町の現状と課題 ・ 1市2町における合併の必要性 ・ 1市2町における合併の効果 ・ 新市のまちづくりの骨子(案)説明 <p>(2) 討議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重要課題の解決策のあり方について討議 ・ 新市のまちづくりの骨子(案)を討議 | |
| <p>第5回 8月11日 掛川市</p> | <p>(1) 説明事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新市の将来像(案)、基本目標(案)(前回の討議内容を発展させたまちづくりの考え方) ・ 新市のプロジェクト案(前回の討議内容を発展させたプロジェクト案) <p>(2) 討議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新市の将来像(案)、基本目標(案)について討議 ・ 新市のプロジェクト案について討議 ・ 新都市ビジョン(案)(合併協議会への報告内容についての討議) | <p>8月19日の第4回協議会に 新都市ビジョン案報告</p> |
| <p>第6回 8月25日 大東町</p> | <p>(1) 説明事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ シンポジウムでの意見集約結果(首長の想い、住民の意見等)の説明 ・ 第4回合併協議会での新都市ビジョンの修正指示内容の説明 ・ 修正した新都市ビジョンの説明 <p>(2) 討議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 修正した将来像、基本目標について討議 ・ 修正した合併プロジェクト案について討議 | |
| <p>第7回 9月22日 大須賀町</p> | <p>(1) 説明事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 将来像、基本目標の実現に向けた考え方説明 ・ 重点プロジェクト案の説明 <p>(2) 討議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 将来像、基本目標の実現に向けた考え方について討議 ・ 重点プロジェクト案について討議 | |
| <p>第8回 10月20日 掛川市</p> | <p>(1) 説明事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重点プロジェクト候補(案)にかかる概算事業費の説明 <p>(2) 討議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重点プロジェクト候補(案)に関する討議 | <p>新都市ビジョンパンフレットを全戸配布</p> |

| | | |
|--------------------------------------|---|---|
| <p>第 9 回 11 月 10 日 大東町</p> | <p>(1) 説明事項 ・新市建設計画の構成案説明 ・重点プロジェクト候補(案)を考慮した財政計画の説明 (2) 討議事項 ・新市建設計画案の構成 ・財政計画について討議</p> | <p>新都市ビジョンに対する住民意見を募集 11月18日の第6回合併協議会に、新市建設計画案を報告</p> |
| <p>第 10 回 11 月 25 日 大須賀町</p> | <p>(1) 説明事項 ・新都市ビジョンに対する住民意見の説明 ・合併協議会での修正指示を説明 ・修正した新市建設計画案を説明 (2) 討議事項 ・修正した新市建設計画案について討議</p> | |
| <p>第 11 回 12 月 22 日 掛川市</p> | <p>(1) 説明事項 ・合併協議会での修正指示を説明 ・修正した新市建設計画の説明 (2) 討議事項 ・新市建設計画の最終調整</p> | <p>12月16日の第7回合併協議会に、修正新市建設計画案を報告</p> |
| <p>平成 16 年 1 月</p> | | <p>1月20日の第8回合併協議会に「新市建設計画」を報告し承認 「新市建設計画パンフレット」作成開始</p> |

新市建設計画策定小委員会事業計画総括表

| 回 | 開催時期 | 開催場所 | 主な協議内容 | 協議会への報告 |
|----|----------------------------|---------------|--|--------------------------------|
| 1 | 6月14日(土) 午後1時30分 | 掛川市役所 会議室1 | <ul style="list-style-type: none"> ・正副委員長選出、委員会運営申し合わせ、事業計画 ・1市2町の資源・特徴 ・1市2町の抱える課題 | 第2回(6/16) 役職、事業計画 報告 |
| 2 | 6月23日(月) 午前9時～ 午後5時頃 | 管内 | <ul style="list-style-type: none"> ・タウンウォッチング | |
| 3 | 7月7日(月) 午後1時30分 | 大東町 | <ul style="list-style-type: none"> ・新市の重要な資源特徴検討 ・新市が抱える重要課題検討 ・新市の資源特徴を生かしたまちづくりのあり方 | |
| 4 | 7月28日(月) 午後1時30分 | 大須賀町 | <ul style="list-style-type: none"> ・重要課題の解決策のあり方 ・新市のまちづくりのあり方(骨子) | |
| 5 | 8月11日(月) 午後1時30分 | 掛川市役所 会議室1 | <ul style="list-style-type: none"> ・新市の将来像、基本目標 ・新市のプロジェクト(案) ・新都市ビジョン(案) | 第4回(8/19) 新都市ビジョン 案報告 |
| 6 | 8月25日(月) 午後1時30分 | 大東町 | <ul style="list-style-type: none"> ・将来像、基本目標の再検討 ・新市のプロジェクト(案)再検討 | |
| 7 | 9月22日(月) 午後1時30分 | 大須賀町 | <ul style="list-style-type: none"> ・新市の将来像、基本目標実現に向けた考え方 ・重点プロジェクト(案) | |
| 8 | 10月20日(月) 午後1時30分 | 掛川市役所 会議室1 | <ul style="list-style-type: none"> ・重点プロジェクト候補(案)細部検討 | |
| 9 | 11月10日(月) 午後1時30分 | 大東町 | <ul style="list-style-type: none"> ・新市建設計画(素案) ・財政計画 | 第6回(11/18) 新市建設計画 (素案)報告 |
| 10 | 11月25日(火) 午後1時30分 | 大須賀町 | <ul style="list-style-type: none"> ・新市建設計画(案) | 第7回(12/16) 新市建設計画 (案) |
| 11 | 12月22日(月) 午後1時30分 | 掛川市役所 会議室1 | <ul style="list-style-type: none"> ・新市建設計画(案)最終調整 | 第8回(1/20) 新市建設計画最 終調整案報告 |

協議事項 4

新市建設計画に係る検討について

1. 1市2町の概要

掛川市の概要

掛川市はかつて東海道の城下町、宿場町として栄えました。昭和 54 年には全国に先駆けて生涯学習都市宣言を行い、市民一人ひとりが充実した生きがいを持って暮らせるまちづくりが進められてきました。静岡市と浜松市との中間に位置する掛川市は、日本一の茶の生産地であるとともに、JR 東海道新幹線、東名高速道路、国道 1 号による広域的な交通条件の良さを活かして企業誘致を進め、掛川バイパスの北側に位置する大規模工業団地エコポリスには、有力企業 12 社が立地しています。この結果、掛川市の製造品出荷額は県内でもトップクラスとなり、工業都市の性格を強めています。掛川市では、「自然と農住商工と福祉・レクリエーション施設が美しく共生した考え深い健康市民の大勢いる都市」をまちづくりの将来像に据えています。

大東町の概要

大東町は、掛川市、菊川町、小笠町、浜岡町、大須賀町、そして太平洋に囲まれ、戦国時代に徳川と武田の激しい攻防の舞台となった高天神城を抱えています。温暖な気候に恵まれ、各産業がバランス良く成長する調和のとれた町として発展しています。東名高速道路の掛川・菊川両インターチェンジに近く、町内の海岸線をはじめとして化学工業、電気機械関係の工場が立地し、県内市部に匹敵する製造品出荷額を誇り、工業と農業が共存した都市の性格を備えています。平成 10 年には東京女子医科大学の看護学部が開校し、文化会館「シオーネ」が開設され、水準の高い教育文化活動が展開されています。大東町では、「自然にやさしく心ふれあう躍動のまち」をまちづくりの将来像に据えています。

大須賀町の概要

大須賀町は、掛川市、袋井市、浅羽町、大東町、そして太平洋に囲まれ、戦国時代の末期に横須賀城が築かれて以来、遠州横須賀藩として県西部の要地として発展を遂げてきました。城下町の面影を残す町並みとサンサンファームに代表される観光農業が町の特色となっており、農業、工業、住宅が散在する田園都市としての性格が見られます。また、平成 11 年 9 月に静岡県内で最初に「男女共同参画都市宣言」を行い、「未来おおすか～人と人をつなぐハートフルプラン～」を策定し、地域、職場、家庭などあらゆる分野で男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めています。大須賀町では、「ゆとりと安らぎのある暮らしができる町」をまちづくりの将来像に据えています。

2. 1市2町の圏域図



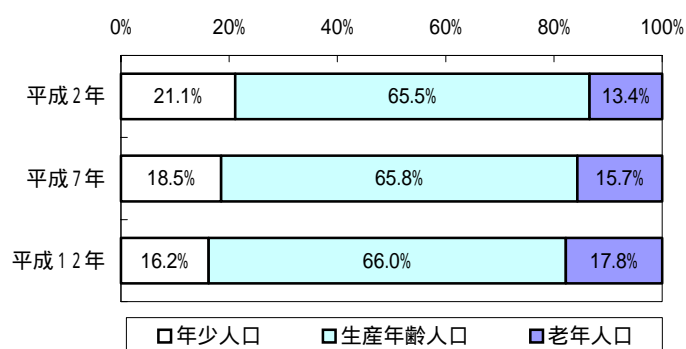
J R 東海道新幹線、J R 東海道線、東名高速道路、国道 1 号といった広域的な交通施設が 1 市 2 町の中央部を、国道 150 号が 1 市 2 町の南部を東西方向に横断しています。第二東名高速道路の整備が進みつつある北部は山地、南部は遠州灘に面し、掛川市・大東町・大須賀町の接点に小笠山が鎮座し、多様な自然を抱えています。

【掛川市の人口構成】

平成 12 年国勢調査によれば、掛川市の人口は 80,217 人であり、県内で 2.1% を占めます。平成 2 年は 72,795 人であり、この 10 年間に 10.2% 増加しました。静岡県市部の人口増加率は 3.3% であり、掛川市はこれを上回ります。

掛川市の年少人口（14 歳未満）構成比は 10 年間に 21.1% から 16.2% に低下（市部平均 15.1%）、一方老年人口（65 歳以上）構成比は 13.4% から 17.8% に上昇（市部平均 17.0%）しています。少子化、高齢化を踏まえたまちづくり（福祉、医療、教育分野等）が必要になっています。

< 掛川市の過去 10 年間の年齢構成の推移 >

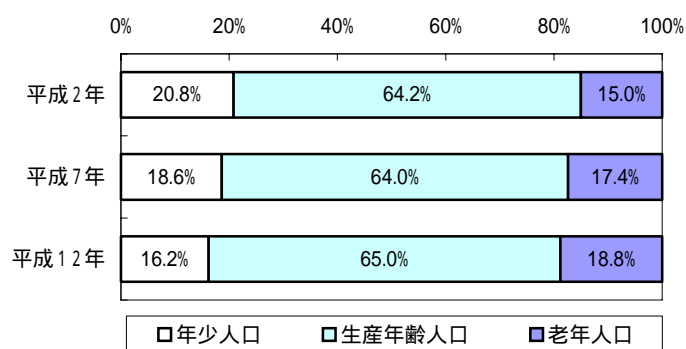


【大東町の人口構成】

平成 12 年国勢調査によれば、大東町の人口は 21,791 人であり、県内で 0.6% を占めます。平成 2 年は 20,156 人であり、この 10 年間に 8.1% 増加しました。静岡県町村部の人口増加率は 0.4% であり、大東町はこれを大きく上回ります。

大東町の年少人口（14 歳未満）構成比は 10 年間に 20.8% から 16.2% に低下（町村平均 15.1%）、一方老年人口（65 歳以上）構成比は 15.0% から 18.8% に上昇（町村平均 20.1%）しました。掛川市と同様、少子化、高齢化に対応したまちづくりが必要になっています。

< 大東町の過去 10 年間の年齢構成の推移 >。

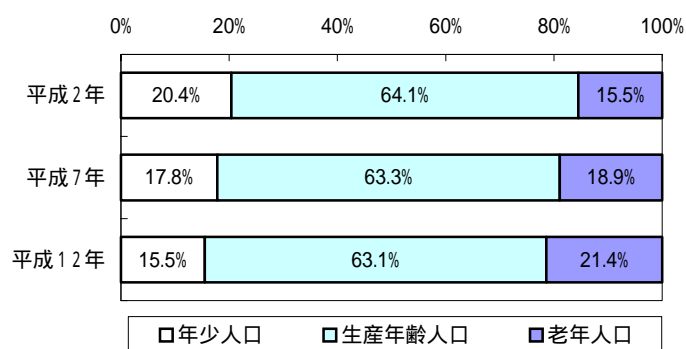


【大須賀町の人口構成】

平成 12 年国勢調査によれば、大須賀町の人口は 12,320 人であり、県内で 0.3%を占めます。平成 2 年は 12,079 人であり、この 10 年間に 2.0%増加しました。静岡県町村部の人口増加率は 0.4%であり、大須賀町はこれを上回ります。

大須賀町の年少人口（14 歳未満）構成比は 10 年間に 20.4%から 15.5%に低下（町村平均 15.1%）一方老年人口（65 歳以上）構成比は 15.5%から 21.4%に上昇（町村平均 20.1%）しました。掛川市と同様、少子化と高齢化に対応したまちづくりが必要になっています。

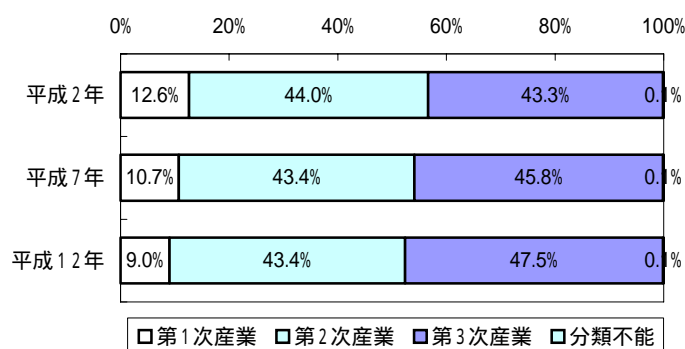
< 大須賀町の過去 10 年間の人口構成の推移 >



【掛川市の産業別就業者人口】

平成 12 年国勢調査に基づく掛川市就業者人口は、44,122 人。産業別就業人口構成比は、第 1 次産業（農業等）9.0%、第 2 次産業（製造業、建設業等）43.4%、第 3 次産業（商業、サービス業等）47.5%です。（分類不能 0.1%あり） 県内市部平均は、第 1 次産業 4.0%、第 2 次産業 36.9%、第 3 次産業 58.6%であり、掛川市は、第 1 次、第 2 次産業の就業者割合が高くなっていますが、農業離れの進行を踏まえて、まちづくりのあり方を検討することが必要になっています。

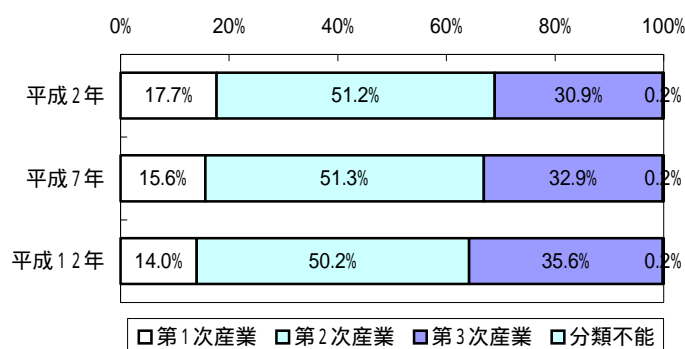
< 掛川市産業別就業者人口構成の推移 >



【大東町の産業別就業者人口】

平成 12 年国勢調査に基づく大東町就業者人口は、12,622 人。産業別就業人口構成比は、第 1 次産業 14.0%、第 2 次産業 50.2%、第 3 次産業 35.6%です。(分類不能 0.2%あり) 県内町村部平均は、第 1 次産業 10.1%、第 2 次産業 39.8%、第 3 次産業 49.9%であり、大東町は、掛川市と同様に第 1 次、第 2 次産業の就業者割合が高くなっています。しかし農業離れが進行しており、農地の利活用や新たな基幹的産業育成の検討が必要になっています。

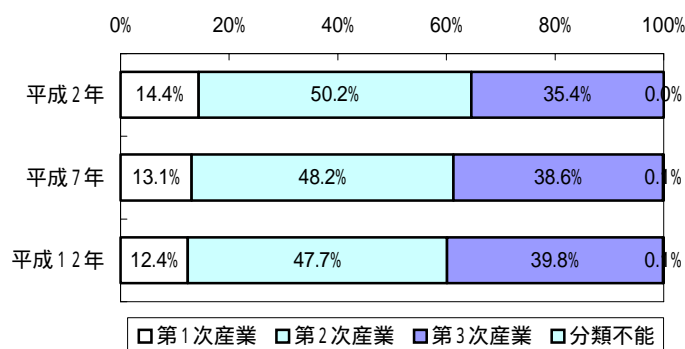
<大東町産業別就業者人口構成の推移>



【大須賀町の産業別就業者人口】

平成 12 年国勢調査に基づく大須賀町就業者人口は、6,899 人。産業別就業人口構成比は、第 1 次産業 12.4%、第 2 次産業 47.7%、第 3 次産業 39.8%です。(分類不能 0.1%あり) 県内町村部平均は、第 1 次産業 10.1%、第 2 次産業 39.8%、第 3 次産業 49.9%であり、大須賀町は、大東町と同様に第 1 次、第 2 次産業の就業者割合が高くなっています。大東町と同様、農業離れが進行しており、農地の利活用や新たな基幹的産業育成の検討が必要になっています。

<大須賀町産業別就業者人口構成の推移>



3. 1市2町の主要な資源・特徴

| | 掛川市 | 大東町 | 大須賀町 |
|----------|--|---|--|
| 都市基盤の特徴 | <p>国道1号、掛川駅中心に市街地形成</p> <p>昭和63年3月に新幹線掛川駅の開業</p> <p>平成15年度から市内循環バスが運行</p> | <p>国道県道が横断、東西方向の利便性良好</p> <p>東名掛川、菊川両インター至近、利便性良好</p> <p>町内循環バス(シートピア号)無料で運行</p> | <p>国道県道が横断、東西方向の利便性良好</p> <p>以前は軽便鉄道が、袋井まで連絡</p> <p>城下町の面影を残す市街地を形成</p> |
| 自然・環境の特徴 | <p>市北部に山間地を抱える</p> <p>山間地に法泉寺温泉、倉真温泉がある</p> <p>桜の名所、ハイキングコースの粟ヶ岳</p> <p>環境学習の拠点施設、生物循環パビリオン</p> <p>大型リゾート施設「つま恋」が立地</p> <p>ゴルフ場、キャンプ場等自然利用施設充実</p> | <p>遠州灘に面して遠浅の砂浜海岸を抱える</p> <p>温暖な気候で、日照時間が長い</p> <p>桜の名所として有名な県立大浜公園</p> <p>大東町海洋公園に230kw風力発電稼働</p> <p>温泉活用の温浴施設「シートピア」を持つ</p> | <p>遠州灘に面して遠浅の砂浜海岸を抱える</p> <p>温暖な気候で、日照時間が長い</p> <p>西大谷ダム公園の桜、横須賀城跡の梅園</p> <p>遠州のからっ風を利用した横須賀凧</p> |
| 産業の特徴 | <p>日本一の緑茶の生産、茶畑景観を形成</p> <p>県内有数の製造品出荷額を示す</p> <p>エコポリスに有力企業が立地</p> <p>郊外大型店出店、中心商店街は大型店閉店</p> | <p>砂地地帯で人参、芋、メロン、イチゴを生産</p> <p>県内市部に匹敵する製造品出荷額を示す</p> <p>化学工業、電気機械等企業が分散立地</p> <p>大型店が出店し、買物の利便性向上</p> | <p>水稲、茶、メロン、イチゴの生産が盛ん</p> <p>個性ある大須賀ブランドづくりを展開</p> <p>サンサンファームを核に観光農業を展開</p> <p>自動車部品関係の企業が比較的多く立地</p> |

| | | | |
|-------------|--|--|--|
| | | | 特殊ガラスを製造する外資系企業の立地 |
| 福祉・医療・保健の特徴 | <p>放課後児童の受け入れを重視</p> <p>単独で在宅寝たきり老人介護手当等支給</p> <p>病床数 450 床の市立総合病院を抱える</p> | <p>育児支援、家事援助の子育てヘルパー創設</p> <p>高齢者に昼食、夕食配食サービスを実施</p> <p>日本一健康な町を目指し予防医療推進</p> | <p>保育の質向上のため、保育所を民営化</p> |
| 教育・文化の特徴 | <p>昭和 54 年全国に先駆け生涯教育都市宣言</p> <p>平成 2 年「地球・美感・徳育」都市宣言</p> <p>生涯学習の施設、活動が充実</p> <p>住民要望を汲上げる市民総代会を開催</p> <p>市立並びに民営美術館、文学館が集積</p> <p>お茶の文化都市づくりを展開</p> | <p>学校 5 日制に対応した地域活動を実施</p> <p>東京女子医科大学大東キャンパス立地</p> <p>東京女医学校創設者吉岡弥生記念館建設</p> <p>スポーツの大東町、1 人 1 スポーツ目指す</p> <p>平成 10 年に文化ホール「シオーネ」建設</p> | <p>学校 5 日制に対応した地域活動を実施</p> <p>県立横須賀高校が立地</p> <p>県内で最初に男女共同参画都市宣言</p> <p>歴史ある商家、寺院が散在する町並み</p> <p>江戸文化を伝える三熊野神社大祭</p> |
| 歴史の特徴 | <p>東海道の城下町、宿場町の歴史を持つ</p> <p>国指定文化財 2 件(掛川城御殿、和田岡古墳群)</p> <p>平成 6 年に木造天守閣の掛川城を復元</p> | <p>難攻不落の山城の高天神城を持つ</p> <p>八坂神社の祇園祭は県無形民俗文化財</p> | <p>横須賀藩の城下町としての歴史を持つ</p> <p>国指定文化財 1 件(横須賀城跡)を抱える</p> <p>回船問屋として栄えた清水邸庭園</p> |

4. 1市2町が抱える主要な課題

| | 掛川市 | 大東町 | 大須賀町 |
|----------|--|---|--|
| 都市基盤の課題 | <p>東西方向に鉄道、河川、高速道路が横断し、機能的な生活道路網の形成が不十分</p> <p>中山間地を抱え市域面積が広大。公共交通空白地域があり、通学、通院が不便</p> <p>商業施設や住宅が中心市街地から郊外へ移転。中心市街地の空洞化が進行</p> <p>新幹線駅を抱えるが、駅周辺地域の業務機能の集積が不十分</p> | <p>掛川市に至る幹線道路が片側1車線、交通渋滞が発生する。南北幹線道路が不十分</p> <p>路線バスの乗降客が減少。バス維持の財政負担が増加中</p> <p>既成市街地では農商住が混在し、狭隘道路も多く、防災面で問題を抱える</p> <p>既存工場は菊川沿いや海岸線に分散立地、住宅と工場が混在</p> | <p>掛川市に至る南北幹線道路が不十分であり、隣接ながら掛川市への往来が不便</p> <p>掛川市へ直行する路線バスがなく、掛川市への通学、通院等が不便</p> <p>中心市街地は古い町並みが続き、道路幅員が狭く、防災面での問題を抱える</p> <p>小笠山に阻まれ、掛川市よりも袋井市への往来が容易</p> |
| 自然、環境の課題 | <p>森林や里山の管理が低下。</p> <p>近隣公園や地区公園など身近な公園が不十分</p> <p>下水道や合併浄化槽による汚水処理の割合は、県内市部の中で、低い水準である</p> <p>ごみ排出量が増加し、減量化進まず。清掃センターは老朽化しつつある</p> | <p>農業離れが進み、農地の荒廃が進行</p> <p>身近な憩いの場、子供の遊び場となる市街地の公園が不十分</p> <p>下水道や合併浄化槽による汚水処理の割合は、県内町村部の中で、低い水準である</p> <p>ごみ排出量が増加し、減量化進まず。焼却施設の処理能力が限界に近づきつつある</p> | <p>農業離れが進み、農地の荒廃が進行</p> <p>身近な憩いの場、子供の遊び場となる市街地の公園が不十分</p> <p>合併浄化槽による汚水処理の割合は、県内町村部の中で、低い水準である</p> <p>ごみ排出量が増加し、減量化進まず。焼却施設の処理能力が限界に近づきつつある</p> |
| 産業の課題 | <p>価格低迷、後継者不足等で、茶園等の経営基盤が弱体化</p> | <p>農産物の価格低迷、農業就業者の高齢化等による農業離れ進行</p> | <p>農産物の価格低迷、農業就業者の高齢化等による農業離れ進行</p> |

| | | | |
|-------------|--|--|---|
| | <p>農産物の価格低迷等により、農業後継者が不足し、高齢化が進行</p> <p>大型店撤退、商店主高齢化等が進行、中心商業地域の集客力低下</p> <p>地場企業は経営基盤が弱く、長引く景気低迷で厳しい経営が続く</p> | <p>景気低迷で雇用環境が悪化。企業誘致に対する体制が不十分</p> <p>大型店出店、商店の後継者難により、既存商店が衰退</p> <p>小笠山、海岸との自然、温浴施設、記念館等の観光資源を抱えるが、活用は不十分</p> | <p>南部農工団地はインフラ整備が未完了であり、企業誘致が困難</p> <p>近隣への大型店出店により、地域商業が衰退、買物利便性が低下</p> <p>町並みや寺院等観光資源を抱えるが、観光産業の育成は不十分</p> |
| 福祉・医療・保健の課題 | <p>特別養護老人ホームの入所希望者が多く、待機者を抱える</p> <p>保育園舎が老朽化している。改築が必要との耐震診断結果を受けている</p> <p>知的障害者施設入所者が高齢化。身体障害者の通所施設が不十分である</p> <p>市内開業医の高齢化が進行しつつある。小児科医も不足している</p> | <p>特別養護老人ホームの入所希望者が多く、待機者を抱える</p> <p>児童増加地区があり、保育室不足となる可能性がある</p> <p>公共施設のバリアフリー化が不十分。障害者への支援体制、施設も不十分である</p> <p>高度医療機関が不在。設備が充実している掛川市立総合病院への通院が不便である</p> | <p>特別養護老人ホームの入所希望者が多く、待機者を抱える</p> <p>子育ての負担を軽減する支援体制が不十分である</p> <p>障害者に対する支援体制、施設、サービス提供事業者が不十分である</p> <p>高度医療機関が不在。設備が充実している掛川市立総合病院への通院が不便である</p> |
| 教育・文化の課題 | <p>幼稚園舎が老朽化。少子化に伴い園字数、児童数が減少し、施設統廃合の検討が顕在化</p> <p>スポーツを地域で支えていく体制が整っていない</p> <p>生涯学習関連施設の一部が老朽化している</p> | <p>読書や資料展示の中心的施設が不十分。公民館施設が老朽化している</p> <p>小中学校や体育館、町民プール等の運動施設が老朽化している</p> <p>医学系大学キャンパスを抱えるが、大学との連携が不十分</p> | <p>幼稚園舎、小学校舎が老朽化。少子化が進行し、園児数が減少している</p> <p>体育館が老朽化。スポーツ活動の拠点施設が不十分である</p> <p>町のシンボルである横須賀城跡。その歴史資料館が未整備</p> |

協議事項 5

タウンウォッチング(第2回新市建設計画策定小委員会)について

- 1 目的 新市建設計画に係る検討に際して、1市2町の現況や資源・資産を巡回視察することによって、新市建設計画策定小委員会委員の構成市町への理解度を高め、かつ問題点を共有化することによってより良い計画の策定に役立てることを目的とする。
- 2 日時 6月23日(月) 9時 掛川市役所集合出発
- 3 行程表(案) 掛川市 大東町 大須賀町(詳細別紙)
- 4 参加者 委員 16人
事務局 5人(局長、次長、計画係)
コンサルタント 3人
企画・合併担当者 6人(掛川市2人、大東町2人、大須賀町2人)
計30人
- 5 当日配布する資料
各施設の概要説明資料
各施設の観光用パンフレット
行程表及びコースマップ
感想及び問題点等記入様式(巡回視察中随時記入)
- 6 昼食について 公園服部(掛川市掛川1114-2-2)

タウンウォッチング行程表(案)(第2回新市建設計画策定小委員会)

| | | | | | | | | |
|------|---|-----|---|-----|--|-----|-------------------------------------|-----|
| 掛川市 | 掛川市役所 浄化センター、衛生センター 9:00出発 | 15分 | 乳幼児センターすこやか 通過 9:15 | 10分 | 日坂宿(川坂屋) 見学 9:25~9:40 (15分) | 10分 | 新清掃センター、22世紀の丘、新エコポリス 通過 9:50 | 5分 |
| | 東部工業団地 (エコポリス) 通過 9:55 | 30分 | ならここの里 ならここ温泉 見学 10:25~10:40 (15分) | 30分 | 第二東名、天の橋原公園、加茂花菖蒲園 通過 11:10 | 10分 | いこいの広場 県総合教育センターあすなろ 通過 11:20 | 15分 |
| | こどもの森 大池公園総合体育館 見学 11:35~11:45 (10分) | 10分 | 生涯学習センター 徳育保健センター、消防署 通過 11:55 | 5分 | 掛川城、図書館 美術館、茶室 昼食 12:00~12:45 公園服部(45分) | 10分 | 東名掛川IC 掛川市立総合病院 通過 12:55 | 20分 |
| 大東町 | 東京女子医大 吉岡彌生記念館 通過 13:15 休館 | 10分 | 上土方工業団地 高天神城跡 見学 13:25~13:35 (10分) | 10分 | 特養大東苑 通過 13:45 | 5分 | 大東文化会館ゾーン 通過 13:50 休館 | 15分 |
| | 大東町役場 通過 14:05 | 10分 | 大東温泉シニア 潮騒橋 見学 14:15~14:35 (20分) | 5分 | 環境保全センター 通過 14:40 | 5分 | | |
| 大須賀町 | サンファーム 通過 14:45 | 5分 | 特養おおすか苑 保育所、福祉ゾーン 通過 14:50 | 5分 | コーンがじャパン 通過 14:55 | 15分 | 横須賀城跡 見学 15:10~15:25 (15分) | 10分 |
| | 清水邸庭園 見学 15:35~15:45 (10分) | 5分 | 三熊野神社と街並み 見学 15:50~16:10 (20分) | 5分 | 大須賀町役場 通過 16:15 | 15分 | 西大谷ダム公園 通過 16:30 | 30分 |
| | 掛川市役所 到着 17:00 | | | | | | | |

タウンウォッチングコースマップ

新市建設計画について

1 新市建設計画とは

新市建設計画は、市町村の合併に際し、合併関係市町村の住民に対して合併市町村の将来に関するビジョンを示し、合併の検討材料となるものであって、現実的なものでなければなりません。新市将来構想が財政的な裏付けを伴わず、プロジェクトを含めた将来像は描くものの事業化が担保されていないのに対し、新市建設計画は新市の財政計画を伴うとともに、新市の行う主要事業を明確にする点が大きく異なります。

また、新市建設計画は新市のマスタープランの性格を持つものでありますが、新市移行後は新市として基本構想、基本計画を策定しなければなりませんので、その性格は、合併に際して合併市町村の一体性の確立と均衡ある発展を図るための要素が強いものと考えられます。合併特例法第5条第2項によれば、「市町村建設計画は、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉向上等を図り、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮されなければならない。」とされています。

2 新市建設計画の内容

新市建設計画の具体的な内容は、合併協議会で合併関係市町村の自主的・主体的な判断により策定されるものですが、合併特例法には、計画に定める基本的な事項が規定されています。（合併特例法第5条第1項）

| 計画に定める基本的な事項 | 具体例 |
|---|---|
| 合併市町村の建設の基本方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 合併市町村の将来像や具体的な目標 ・ 将来像を実現するための、まちづくりの基本方針 ・ 長期展望に基づいた適切な土地利用計画や地域別整備の方針 |
| 合併市町村又は合併市町村を包括する県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・ まちづくりの基本方針に基づき、道路橋梁の整備、図書館の整備、市町村営住宅の整備等の主要事業 |
| 公共的施設の統合整備に関する事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 支所・出張所の統廃合、小中学校の統廃合等の公共的施設の統合整備 |
| 合併市町村の財政計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 年度別の歳入、歳出の見込み |

3 計画作成上の留意事項

計画の作成に当たっては、合併特例法第5条第2項の趣旨を十分考慮する必要がある

ります。

「総合的」とは、計画は単にハード面の整備だけでなく、ソフト面にも配慮した計画にすべきであること。

「効果的」とは、計画の内容が実現困難なものとなったり、単に合併関係市町村の総合計画をつなぎ合わせただけのものではなく、真に合併市町村の建設に資する事業を選び、合理的で健全な行財政運営に裏付けされた着実な計画とすべきであること。

「一体性の速やかな確立」とは、合併市町村における旧市町村意識を早期に解消し、新市の建設を進めるための推進基盤を確立するということ。

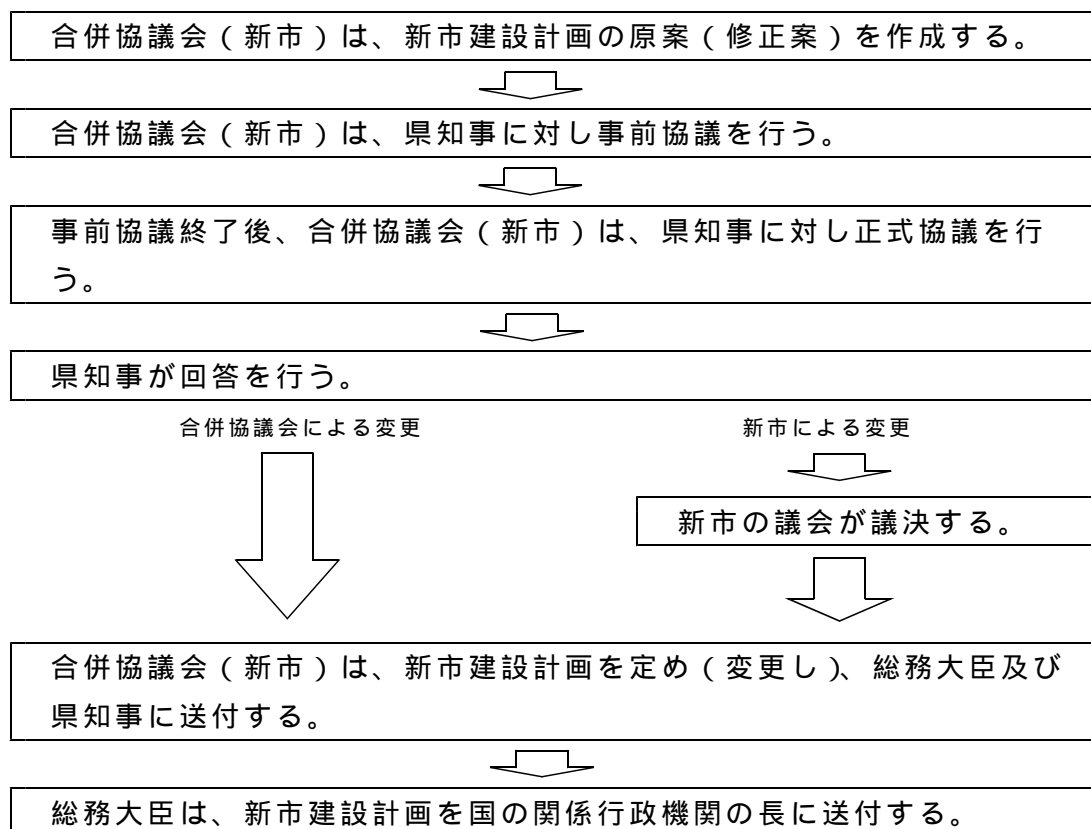
「住民福祉の向上」とは、新市建設計画の実施を通じて地域全体のレベルアップを実現し、地域住民の生活水準・文化水準を高めるという役割を担っているとともに、あわせて組織及び運営の合理化を図る必要があるということ。

「合併市町村の均衡ある発展に資する」とは、地域の特性を生かしバランスのとれた振興整備等の方向が示されるということ。

4 計画策定（変更）の手順

新市建設計画の策定については、合併特例法第5条で規定されています。策定は合併協議会が行いますが、変更については、合併前は合併協議会が、合併後は新市が議会の議決を経て行うことになっています。策定（変更）に係るフローを図示すると次のとおりです。

計画策定（変更）フロー図



新市建設計画の項目及び記載事項の一般的な事例

最近の新市建設計画の事例によると、項目と記載事項は概ね次のとおりです。

1 序論

(1) 合併の必要性

新市建設計画の冒頭において、合併の必要性について触れておくことは、現状の課題を合併によりどのように解決していくかを明らかにするためにも重要であると考えられます。

(2) 計画策定の方針

計画の趣旨

新市建設計画全般にわたる趣旨を明示します。

計画の構成

新市を建設していくための基本方針、その基本方針を実現するための施策、公共的施設の統合整備、財政計画など、主な構成内容を明示します。

計画の期間

新市建設計画の期間（事業計画期間、財政計画期間、公共的施設の統合整備の期間）は法律上定められていませんが、最近の合併事例を見ると、概ね10年間の多いようです。

新市建設計画に基づいて行う事業については、合併期日の属する年度及びこれに続く10年度に限って合併特例債が充てられることなどから、計画の期間については、一般的には10年間の適当と考えられています。

2 合併市町村の概況

(1) 位置・地勢

隣接する市町村や地形等を示すことにより地理的状況を明示します。

(2) 気候

どのような気候であるかを明示します。平均温度、降水量を示している例もあります。

(3) 面積

面積に加えて、東西、南北の長さ、地目別（農地、宅地、山林等）の構成割合を示している例もあります。

(4) 人口・世帯

直近の住民基本台帳人口、国勢調査における人口・世帯数、増加率、年齢階層別人口等を明示します。

3 主要指標の見通し

(1) 人口

総人口・年齢別人口・就業人口等について、概ね5年毎の推計人口を明示します。増減の要因等もあわせて示します。

(2) 世帯

世帯数・1世帯当り人員等について、概ね5年毎の推計値を明示します。増減の要因等も併せて示します。

4 新市建設の基本方針

(1) 建設の目標

新市の将来像や具体的な目標を明示します。

(2) まちづくりの基本方針

将来像を実現するための方針を明示します。

(3) 土地利用と地域別整備の方針

地域の社会的、経済的、自然的条件等に十分配慮しながら、長期的展望に基づいた適切な土地利用計画を示します。また、日常生活圏、歴史的経緯、今後の地域整備の方向性等を考慮し、各地域の特性を生かすため、区分した地域ごとに整備方針を明示します。

5 新市建設の根幹となる事業

項目の例としては、次のようなものがありますが、「まちづくりの基本方針」に基づき、施策を設定することになります。

(1) 自然環境の保全と活用

自然環境の保全

河川環境の整備と保全

森林の維持と活用

(2) 都市基盤の整備

道路の整備

公共交通の整備

市街地の整備

上水道の整備

下水道の整備

(3) 生活環境の整備

住環境の整備

公園・緑地の整備

衛生環境の整備

地域・生活関連施設の整備

消防・防災・交通安全の推進

(4) 保健・医療・福祉の充実

医療サービスの充実

健康づくり・保健サービスの充実

地域福祉の推進

高齢者福祉の充実

障害者福祉の充実

児童福祉の充実及び女性への支援

生活安定対策等の推進

(5) 教育・文化の充実

生涯学習の推進

- 学校教育の充実
- 文化・スポーツの振興
- 国際化の対応
- (6) 産業の振興
 - 農林水産業の振興
 - 商工業の振興
 - 観光・レクリエーションの振興
- (7) 連携・交流の推進
 - 新市内の連携・交流の促進
 - 県内（隣接地域）との連携・交流の促進
 - 国内の連携・交流の促進
 - 国際交流の促進
- (8) 住民参加の促進
 - 住民活動の支援
 - 住民参加の促進と情報公開
 - コミュニティの形成
 - 男女共同参画の推進
- (9) 行財政の効率化
 - 行政運営の効率化
 - 財政運営の効率化

6 新市における県事業の推進

新市建設計画は、合併市町村の建設方針を実現するための事業についての大綱を定めるものといった見地から、平成7年の合併特例法の改正により、合併市町村が実施する事業だけでなく、合併市町村を包括する都道府県が実施する事業についても新市建設計画に定められることとなりました。

合併先進事例では、道路の整備、鉄道の整備、自然環境の保全、河川の整備等が盛り込まれています。県事業については、県に対し県事業量調査を行い把握するのが一般的です。

7 公共的施設の統合整備

支所・出張所の統廃合、小中学校の統廃合等の統合整備について定めます。これらの施設は特に住民生活との関わりが深いため、住民生活への影響に十分配慮するとともに、地域特性や地域のバランス、あるいは財政事情も考慮することが必要です。

8 財政計画

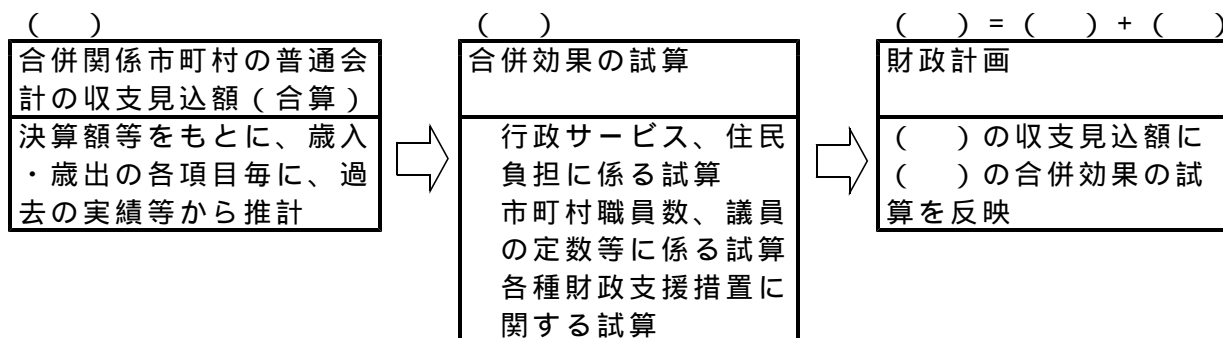
【歳入】

| 区 分 | 内 容 等 |
|------------|---|
| 地方税 | 今後の経済見通しを踏まえ、現行の税制度を基本として算定します。 |
| 地方交付税 | 普通交付税については、合併算定替による算定及び合併直後の臨時的経費に対する普通交付税措置などを勘案し、交付税措置額を見込みます。 従来は、過去5カ年程度の伸び率により、今後の交付税額を見込む例が多くありましたが、最近の事例では、過去の伸び率によることなく、現状維持を前提としているものもあります。 |
| 使用料及び手数料 | 過去の実績等により算定します。 |
| 国庫支出金・県支出金 | 一般行政経費は、過去の実績等により算定し、これに新市建設計画事業分を加え、さらに合併による財政支援（補助金等）を見込みます。 |
| 地方債 | 新市建設計画事業に伴う合併特例債、通常債及び減税補填債を算定します。 |

【歳出】

| 区 分 | 内 容 等 |
|---------|--|
| 人件費 | 合併後退職者の補充を抑制することによる一般職員の削減、合併による特別職の減などを見込みます。 |
| 扶助費 | 過去の実績等により算定し、合併によるサービス水準の向上による影響額を見込みます。 |
| 公債費 | 合併年度までの地方債に係る償還予定額に、翌年度以降の新市建設計画事業等に伴う新たな地方債に係る償還見込額を加えて算定します。 |
| 物件費 | 過去の実績等により算定し、新市建設計画事業分を加えます。また、合併による事務経費の削減効果を見込みます。 |
| 繰出金 | 他会計の事業を考慮して見積もります。 |
| 積立金 | 合併に伴って基金を創設する場合は、通常の積立金以外に新たに設ける基金分についても加えて見込みます。 |
| 普通建設事業費 | 新市建設計画事業及び計画事業以外の普通建設事業を見込みます。 |

(財政計画の作成フロー)



9 最近の事例における新市建設計画の設定事項

| 市名 | 1 ひたちなか市 | 2 あきる野市 | 3 鹿嶋市 | 4 篠山市 | 5 新潟市 | 6 西東京市 | 7 潮来市 | 8 大船渡市 | 9 さぬき市 | 10 周南2市2町 | 11 富士見市・上福岡市 ・大飯町・三芳町 |
|--------------------|-----------------------|------------|----------|----------|----------|-----------|----------|-----------|-----------|--------------|-----------------------------|
| 人口 | 142,402人 | 77,861人 | 59,092人 | 44,752人 | 518,374人 | 175,073人 | 32,133人 | 45,159人 | 58,390人 | 157,383人 | 240,914人 |
| 合併年月日（H15.4以降は予定） | H6.11.1 | H7.9.1 | H7.9.1 | H11.4.1 | H13.1.1 | H13.1.21 | H13.4.1 | H13.11.15 | H14.4.1 | H15.4.21 | H16.10.1 |
| 新市将来構想の策定 | × | | ? | | | | | | | (ただし3市2町) | |
| 基本構想部分 | 序論 | | | | | | | | | | |
| | 1 合併の必要性 | | | | | | | | | | |
| | (1) 歴史的経緯 | | | | | | | | | | |
| | (2) 生活圏の一体化と住民ニーズの高度化 | | | | | | | | | | |
| | (3) 自治能力の向上 | | | | | | | | | | |
| | (4) 計画的・総合的行政の展開 | | | | | | | | | | |
| | 2 計画策定の方針 | | | | | | | | | | |
| | (1) 計画の趣旨 | | | | | | | | | | |
| | (2) 計画の構成 | | | | | | | | | | |
| | (3) 計画の期間 | | | | | | | | | | |
| | (4) その他（行政運営等） | | | | | | | | | | |
| | 市町村の概況 | | | | | | | | | | |
| | (1) 位置と地勢 | | | | | | | | | | |
| | (2) 気候 | | | | | | | | | | |
| | (3) 面積 | | | | | | | | | | |
| (4) 人口（世帯含む） | | | | | | | | | | | |
| 主要指標の見通し | | | | | | | | | | | |
| 1 人口 | | | | | | | | | | | |
| (1) 総人口 | | | | | | | | | | | |
| (2) 年齢別人口 | | | | | | | | | | | |
| (3) 就業人口 | | | | | | | | | | | |
| (4) 交流人口 | | | | | | | | | | | |
| 2 世帯 | | | | | | | | | | | |
| 新市町村建設の基本方針 | | | | | | | | | | | |
| 1 新市町村の将来像 | | | | | | | | | | | |
| 2 新市町村の基本目標 | | | | | | | | | | | |
| 3 新市町村建設の基本方針 | | | | | | | | | | | |
| (1) 各基本方針 | | | | | | | | | | | |
| 4 土地利用等 | | | | | | | | | | | |
| (1) 土地利用 | | | | | | | | | | | |
| (2) 都市構造 | | | | | | | | | | | |
| 5 地域別整備の方針 | | | | | | | | | | | |
| (1) 地域別整備の方針 | | | | | | | | | | | |
| (2) 拠点整備の方針 | | | | | | | | | | | |
| 新市町村の施策 | | | | | | | | | | | |
| 1 自然環境の保全と活用 | | | | | | | | | | | |
| (1) 自然環境の保全 | | | | | | | | | | | |
| (2) 河川環境の整備 | | | | | | | | | | | |
| (3) 森林の維持と活用 | | | | | | | | | | | |
| 2 都市基盤の整備 | | | | | | | | | | | |
| (1) 道路の整備 | | | | | | | | | | | |
| (2) 公共交通の整備 | | | | | | | | | | | |
| (3) 市街地の整備 | | | | | | | | | | | |
| (4) 上水道の整備 | | | | | | | | | | | |
| (5) 下水道の整備 | | | | | | | | | | | |
| 3 生活環境の整備 | | | | | | | | | | | |
| (1) 住環境の整備 | | | | | | | | | | | |
| (2) 公園・緑地の整備 | | | | | | | | | | | |
| (3) 衛生環境の整備 | | | | | | | | | | | |
| (4) 地域・生活関連施設の整備 | | | | | | | | | | | |
| (5) 消防・防災・交通安全の推進 | | | | | | | | | | | |
| (6) 情報化の推進 | | | | | | | | | | | |
| 4 保健・医療と福祉の充実 | | | | | | | | | | | |
| (1) 保健と医療の充実 | | | | | | | | | | | |
| (2) 高齢者福祉の充実 | | | | | | | | | | | |
| (3) 社会福祉の充実 | | | | | | | | | | | |
| (4) 保育の充実及び女性への支援 | | | | | | | | | | | |
| (5) 同和対策の推進 | | | | | | | | | | | |
| (6) 介護保険への対応 | | | | | | | | | | | |
| (7) 国民健康保険事業等の推進 | | | | | | | | | | | |
| 5 教育・文化の充実 | | | | | | | | | | | |
| (1) 生涯学習の推進 | | | | | | | | | | | |
| (2) 学校教育の充実 | | | | | | | | | | | |
| (3) 文化・スポーツの振興 | | | | | | | | | | | |
| (4) 国際化への対応 | | | | | | | | | | | |
| 6 産業の振興 | | | | | | | | | | | |
| (1) 農林水産業の振興 | | | | | | | | | | | |
| (2) 商工業の振興 | | | | | | | | | | | |
| (3) 観光・レクリエーションの振興 | | | | | | | | | | | |
| (4) 就業支援策の強化 | | | | | | | | | | | |
| 7 連携・交流の促進 | | | | | | | | | | | |
| 8 開かれたまちづくりの推進 | | | | | | | | | | | |
| (1) 開かれた行政への取組 | | | | | | | | | | | |
| (2) 住民活動支援の推進 | | | | | | | | | | | |
| 9 行財政運営の効率化 | | | | | | | | | | | |
| 新市町村における都道府県事業の推進 | | | | | | | | | | | |
| 公共施設の統合整備 | | | | | | | | | | | |
| 財政計画 | | | | | | | | | | | |